ショートステイ利用料金　（令和8年8月より）　【60日以上の利用の場合】

<第１段階>　＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者の方

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	655	300	0　（+380）	955	10	2,999	26	27,839	10,160　（+316）
2	724	300	0　（+380）	1,024	10	3,824	30	34,554	10,970　（+316）
3	797	300	0　（+380）	1,097	10	4,210	30	37,130	11,830　（+316）
4	867	300	0　（+380）	1,167	10	4,580	30	39,600	12,660　（+316）
5	936	300	0　（+380）	1,236	10	4,944	30	42,034	13,470　（+316）

<第２段階>　＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方　かつ、預貯金等　・単身…650万円以下　・夫婦…1,650万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	655	600	430　（+50）	1,685	10	2,999	26	46,819	10,160　（+316）
2	724	600	430　（+50）	1,754	10	3,824	30	56,454	10,970　（+316）
3	797	600	430　（+50）	1,827	10	4,210	30	59,030	11,830　（+316）
4	867	600	430　（+50）	1,897	10	4,580	30	61,500	12,660　（+316）
5	936	600	430　（+50）	1,966	10	4,944	30	63,934	13,470　（+316）

<第３①段階>　＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円超120万円以下の方　かつ、預貯金等　・単身…550万円以下　・夫婦…1,550万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	655	1,030	430　（+450）	2,115	10	2,999	26	57,999	10,160　（+316）
2	724	1,030	430　（+450）	2,184	10	3,824	30	69,354	10,970　（+316）
3	797	1,030	430　（+450）	2,257	10	4,210	30	71,930	11,830　（+316）
4	867	1,030	430　（+450）	2,327	10	4,580	30	74,400	12,660　（+316）
5	936	1,030	430　（+450）	2,396	10	4,944	30	76,834	13,470　（+316）

<第３②段階>　＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方　かつ、預貯金等　・単身…500万円以下　・夫婦…1,500万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	655	1,360	530　（+450）	2,545	10	2,999	26	69,179	10,160　（+316）
2	724	1,360	530　（+450）	2,614	10	3,824	30	82,254	10,970　（+316）
3	797	1,360	530　（+450）	2,687	10	4,210	30	84,830	11,830　（+316）
4	867	1,360	530　（+450）	2,757	10	4,580	30	87,300	12,660　（+316）
5	936	1,360	530　（+450）	2,826	10	4,944	30	89,734	13,470　（+316）

<第４段階>＊　上記以外の方　または住民税課税世帯

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	生産性向上推進体制Ⅱ E	介護職員処遇改善加算 F（1ケ月）	介護保険限度内利用可能日数G	請求額（1ケ月） H（D×G+E+F）	介護保険外利用の場合の請求額（1日分）（ ）内は個室追加料金
1	655	1,545	915　（+316）	3,115	10	2,999	26	83,999	10,160　（+316）
2	724	1,545	915　（+316）	3,184	10	3,824	30	99,354	10,970　（+316）
3	797	1,545	915　（+316）	3,257	10	4,210	30	101,930	11,830　（+316）
4	867	1,545	915　（+316）	3,327	10	4,580	30	104,400	12,660　（+316）
5	936	1,545	915　（+316）	3,396	10	4,944	30	106,834	13,470　（+316）

●介護費単価の中には　看護体制加算（35円/日）　個別機能訓練加算（12円/日）　夜勤職員配置加算（13円/日）
サービス提供加算（22円/日）　が含まれています。

他にも対象となる加算等があります。　※対象となる加算の算定状況で、利用日数が変更する場合があります。

★送迎加算（184円/回）　★療養食加算【医師の食事せんに基づく糖尿食、腎臓食など】（8円/食）
★個別機能訓練加算（56円/日）　★緊急短期入所受入加算【最大14日】（90円/日）
★看取り連携体制加算【死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として】（64円/日）